

## 東浦町成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度について、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、町長が審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の判定基準)

第2条 町長は、審判請求を行うにあたっては、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (2) 本人の生活状況及び健康状況
- (3) 本人の配偶者及び四親等内の親族(以下「親族」という。)の存否
- (4) 親族による本人保護の可能性
- (5) 親族が審判請求を行う意思の有無
- (6) 本人の福祉を図るために必要な事情

(審判請求の種類)

第3条 町長が行う審判請求の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判(民法第7条)
- (2) 保佐開始の審判(民法第11条)
- (3) 保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判(民法第13条第2項)
- (4) 補助開始の審判(民法第15条第1項)
- (5) 補助人の同意権付与の審判(民法第17条第1項)
- (6) 保佐人の代理権付与の審判(民法第876条の4第1項)
- (7) 補助人の代理権付与の審判(民法第876条の9第1項)

(審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等については、審判請求先である家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第5条 町は、家事審判法(昭和22年法律第152号)第7条において準用する非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第26条の規定により、審判請求に要する費用(以下「審判請求費用」という。)を負担する。

(審判費用の求償)

第6条 町長は、審判請求に基づき成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)が選任された場合において、町が負担した審判請求費用を本人が負担すべきであると判断したときは、後見人等を通じて本人の資産から当該費用の返還を求

めることができる。

- 2 町長は、前項に規定する審判請求費用の返還請求に関し、その求償権を得るため、審判請求と同時に家事審判法第7条において準用する非訟事件手続法第28条に基づき本人への費用負担を命ずることを求める申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。